

様式第六

変更認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成16年8月20日

2. 変更認定事業者名 箱根登山鉄道株式会社

3. 変更後の認定事業再構築計画の目標

(変更前)

バス事業を分社化(箱根登山バス株)し、不採算事業の再編、撤退を進めることにより、平成13年度に比し、事業再構築計画最終年度の平成16年度には、自己資本利益率をマイナスから8%程度まで向上させる。

(変更後)

バス事業を分社化(箱根登山バス株)し、不採算事業の再編、撤退を進め、増資と減損会計の適用による財務体質強化を図るとともに、箱根登山鉄道株を会社分割し、新設する事業会社(箱根登山鉄道株)への鉄道事業他の事業の承継及び分割会社(小田急箱根ホールディングス株)の箱根地区における純粋持ち株会社化による事業再編を実施することで、平成13年度に比し、事業再構築計画最終年度の平成17年度末には、自己資本利益率をマイナスから2%程度まで向上させる。

4. 変更後の事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に関わる事業の内容

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| <p>中核的事业：旅客自動車運送事業および鉄道事業</p> <p>選定理由：箱根登山鉄道株はこれまで鉄道事業と旅客自動車運送事業を一体的に経営し、箱根周遊券の発売等の営業努力のほか、鉄道事業における輸送力の増強、バス路線の新設、増強、不採算路線の廃止等の経営改善を図ってきた。しかし、長期的な景気低迷やマイカーとの競合の影響を受け、輸送人員が年々減少しているほか、旅客自動車運送事業における需給調整撤廃による企業間競争の激化も予想されるなど、経営環境は厳しい状況にある。</p> | <p>中核的事业：旅客自動車運送事業および鉄道事業</p> <p>選定理由：箱根登山鉄道株はこれまで鉄道事業と旅客自動車運送事業を一体的に経営し、箱根周遊券の発売等の営業努力のほか、鉄道事業における輸送力の増強、バス路線の新設、増強、不採算路線の廃止等の経営改善を図ってきた。しかし、長期的な景気低迷やマイカーとの競合の影響を受け、輸送人員が年々減少しているほか、旅客自動車運送事業における需給調整撤廃による企業間競争の激化も予想されるなど、経営環境は厳しい状況にある。</p> |

そこで、今後とも地元住民や観光客の足としてより良いサービスを提供し、その社会的使命を果たすとともに、経営基盤の一層の強化を図るため、旅客自動車運送事業のうち箱根、小田原、湯河原地区について沼津箱根登山自動車株（新商号：箱根登山バス株）への分社化を実施するとともに、一部（熱海地区）を株伊豆東海バスに営業譲渡する。また沼津箱根登山自動車株は、箱根登山鉄道株が出資し東海自動車株との合弁会社となる株沼津東海バス（新商号：株沼津登山東海バス）に対して、沼津地区の営業を譲渡する。一方、鉄道事業においても一層の効率化を図り、弾力的な事業運営とコスト削減を実施し、迅速な事業展開を図ることができるとする。

そこで、今後とも地元住民や観光客の足としてより良いサービスを提供し、その社会的使命を果たすとともに、経営基盤の一層の強化を図るため、旅客自動車運送事業のうち箱根、小田原、湯河原地区について沼津箱根登山自動車株（新商号：箱根登山バス株）への分社化を実施するとともに、一部（熱海地区）を株伊豆東海バスに営業譲渡する。また沼津箱根登山自動車株は、箱根登山鉄道株が出資し東海自動車株との合弁会社となる株沼津東海バス（新商号：株沼津登山東海バス）に対して、沼津地区の営業を譲渡する。一方、鉄道事業においても一層の効率化を図り、弾力的な事業運営とコスト削減を実施し、迅速な事業展開を図ることができるとする。

その後、一方の中核的事業である鉄道事業は、資産と負債の大部分を引き継いだ旧来の会社で運営しているため、金利負担や減損会計の適用等の影響を大きく受け、財務基盤の強化等が必要な状況となった。

また、箱根エリアにおいて長年にわたり交通・レジャー等、様々な事業を展開し、競争力の強化を図ってきたが、近年の個人消費の伸び悩みや少子・高齢化等による観光市場の構造変化、観光地間競争の激化など、事業環境は大きく変化しているとの認識から、一体的な戦略に基づく事業運営を図り、効率的な経営体制を早急に構築することとなった。

そこで、今般、株主による増資と減損会計を実施することにより、より強固な財務体質への転換を図る。続いて、箱根登山鉄道株を会社分割して純粋持ち株会社を形成し、従来各社が個別に有していた経営戦略機能、営業企画機

能および後方管理機能を集約、一元化するとともに、鉄道事業他の事業を新設の事業会社に移管し、事業運営に特化させることにより、より一層効率的な経営体制を構築するものである。

(2) 事業再構築の実施時期

(変更前)

開始時期：平成14年10月

終了時期：平成17年3月

(変更後)

開始時期：平成14年10月

終了時期：平成17年9月

(3) 事業再構築の措置の内容

(変更前)

| 措置事項                                  | 実施する措置の内容及びその実施時期  | 期待する支援措置                     |
|---------------------------------------|--|------------------------------|
| <b>事業構造変更</b>                         |  |                              |
| 営業又は事業に必要な資産の譲受けによる中核的事業の開始、拡大又は能率の向上 | 沼津箱根登山自動車(株)<br>箱根登山鉄道(株)の箱根・小田原・湯河原地区バス営業所土地・建物等の営業譲受<br>・1,320百万円(土地)<br>・64百万円(建物)<br>・427百万円(車両その他資産)<br>平成14年10月                      | 租税特別措置法第80条勧告等によってする登記の税率の軽減 |
| 資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上       | 沼津箱根登山自動車(株)の増資<br>・増資前資本金 50百万円<br>・増資後資本金 800百万円<br>・増資額 1,500百万円<br>資本金組入 750百万円<br>資本準備金組入 750百万円<br>・平成14年10月<br>・親会社(箱根登山鉄道(株))からの増資 | 租税特別措置法第80条勧告等によってする登記の税率の軽減 |

(変更後)

| 措置事項            | 実施する措置の内容及びその実施時期                                      | 期待する支援措置                |
|-----------------|--|-------------------------|
| <b>事業構造変更</b>   |  |                         |
| 営業又は事業に必要な資産の譲受 | 沼津箱根登山自動車(株)<br>箱根登山鉄道(株)の箱根・小田原・湯河原地区バス営業所土地・建物等の営業譲受 | 租税特別措置法第80条勧告等によってする登記の |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>けによる中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,320百万円(土地)</li> <li>・ 64百万円(建物)</li> <li>・ 427百万円(車両その他資産)</li> </ul> <p>平成14年10月</p>   | <p>税率の軽減</p>  |
| <p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p> | <p>沼津箱根登山自動車(株)の増資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増資前資本金 50百万円</li> <li>・ 増資後資本金 800百万円</li> <li>・ 増資額 1,500百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">資本金組入 750百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">資本準備金組入 750百万円</li> </ul> <p>・ 平成14年10月</p> <p>・ 親会社(箱根登山鉄道(株))からの増資</p> <hr/> <p>箱根登山鉄道(株)の増資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増資前資本金 2,000百万円</li> <li>・ 増資後資本金 5,313百万円</li> <li>・ 増資額 6,627百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">資本金組入 3,313百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">資本準備金組入 3,313百万円</li> </ul> <p>・ 平成16年8月</p> <p>小田急電鉄(株)(親会社)および神奈川中央交通(株)ならびに小田急バス(株)からの増資</p> | <p>租税特別措置法第80条勧告等によってする登記の税率の軽減</p> <hr/> <p>租税特別措置法第80条の2認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減</p>          |
| <p>会社の分割による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>      | <p>分割会社</p> <p>名称: 小田急箱根ホールディングス(株)(箱根登山鉄道(株)を下記分割期日に商号変更予定)</p> <p>住所: 神奈川県小田原市城山一丁目15番1号(下記分割期日に平成16年10月当該住所に本店所在地を移転予定)</p> <p>代表者: 代表取締役 山木 利満(予定)</p> <p>資本金: 5,313百万円</p> <p>新設会社</p> <p>名称: 箱根登山鉄道(株)(商号継承)</p> <p>住所: 神奈川県小田原市城山一丁目15番1号</p> <p>代表者: 代表取締役 高橋 辰輔(予定)</p>   | <p>租税特別措置法第80条の2(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>租税特別措置法第81条4項(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)</p> |

|  |                         |  |
|--|-------------------------|--|
|  | 資本金：100百万円              |  |
|  | 発行される株式等を引き受ける者         |  |
|  | <u>小田急箱根ホールディングス(株)</u> |  |
|  | 分割期日                    |  |
|  | <u>平成16年10月1日(予定)</u>   |  |

(4) 事業再構築に伴う労務に関する事項

(変更前)

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 事業再構築の開始時期の従業員数       | 436人 |
| 事業再構築の終了時期の従業員数       | 458人 |
| 事業再構築に充てる予定の従業員数      | 458人 |
| 上記のうち、新規採用される従業員数     | 22人  |
| 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数 | 208人 |

( 事業再構築に係る営業譲渡に伴う箱根登山バス(株)への出向者・転籍者の数 )

(変更後)

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 事業再構築の開始時期の従業員数       | 436人 |
| 事業再構築の終了時期の従業員数       | 458人 |
| 事業再構築に充てる予定の従業員数      | 458人 |
| 上記のうち、新規採用される従業員数     | 22人  |
| 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数 | 222人 |

( 事業再構築に係る営業譲渡に伴う箱根登山バス(株)への出向者・転籍者及び会社分割に伴う小田急箱根ホールディングス(株)への出向者の数 )